

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間の改正（案）」に関する意見募集について

令和元年6月21日
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）に規定する第三者損害賠償制度に関する事項に係る審査基準・標準処理期間を規定するため、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間」の改正を行うこととなりました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。皆様からいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、当該改正の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けかねます。

記

1. 意見募集対象

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間の改正（案）」

2. 意見募集期間

令和元年6月21日（金）から令和元年7月4日（木）まで（※必着）

3. 資料入手方法

資料は、次の方法により入手可能です。

(1) 電子政府の総合窓口における掲載

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 窓口での配布

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

（東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル16階）

4. 意見の提出方法

インターネット上の意見募集フォーム又は別添の意見提出用紙に御氏名、連絡先、本件への御意見を御記入の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出して下さい。

(1) インターネット上の意見募集フォームの場合

<https://form.cao.go.jp/space/opinion-0036.html>

(2) 郵送の場合

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル16階

内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間の改正（案）意見募集担当 宛

（封筒表面に「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間の改正（案）」に関する意見」と朱書き下さい）

5. その他

- ・意見提出に際して収集した個人情報の取扱いには十分注意し、いただいた御意見の整理のみに利用させていただきます。
- ・いただいた御意見の内容につきましては、連絡先を除き、公開される可能性があることをあらかじめ御了承下さい（匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。）。

また、御意見の中に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合等には、公開の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

(本件連絡先)
内閣府宇宙開発戦略推進事務局
電話 03-6205-7169

